

我孫子市

子ども短期入所

(ショートステイ)

子どもを養育している保護者が、病気や事故、育児疲れなどで一時的に子どもを養育することが困難になったときに、児童養護施設にお泊りで子どもを預けることができます。

利用したいときは、事前に市役所子ども相談課に申請して利用の決定を受けてください。



- 利用できる児童 満1歳以上18歳未満の児童
- 利用できる期間 1回あたり、連続で7日間までの宿泊
- 利用できる施設 児童養護施設「^{はるかえん}晴香園」
ばしょ:松戸市根木内145番地
でんわ:047-315-2985
- 利用者の負担額 表のとおり(1泊あたり)

区 分	2歳未満の児童	2歳以上の児童
生活保護世帯	0円	0円
市民税非課税世帯	1,100円	1,100円
上記以外の世帯	5,500円	2,850円

児童に疾病などや施設に適さないと認められるときは、利用できない場合があります。

施設の利用状況により、希望する日の利用ができない場合があります。

実際の利用前に、施設との面接を行う場合があります。

施設への児童の送迎は、保護者の方が行ってください。

利用者の負担額には、食事代・おやつ代も含まれます。

利用するにあたり、所持品等について詳しくは、施設におたずねください。

問い合わせ先 我孫子市役所 西別館3階 子ども相談課
でんわ:04-7185-1111 内線456
FAX:04-7183-3445